

令和4年度
埼玉県民間事業者
CO₂排出削減設備導入補助金
【CO₂排出削減設備導入事業】
(大規模事業所向け)

[募集要領]

大規模事業所用

令和4年4月
埼玉県環境部温暖化対策課

【注意】

- ・本補助金の対象は「大規模事業所」です。
- ・中小規模事業所は中小規模事業所用募集要領を御参照ください。

補助金の交付申請又は受給をされる皆様へ

本補助金については、本県の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本県としましては補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

したがって、本補助金の交付の申請をされる方や申請後に採択が決定し補助金の受給をされる方におかれましては、以下の点につきまして充分認識された上で補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 本補助金の申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 埼玉県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消などを行う場合があります。
- 3 本補助金の交付決定を通知する前において、工事に着手(発注等を含む)した設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
- 4 本補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の財産処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 5 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 6 調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年率10.95%)を加えた額を返還していただきます。

概要

項目	令和3年度
対象者	●民間事業者(埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例(平成14年12月24日条例98号)第2条の規定に基づく中小企業者に限る。)
申請受付期間 <u>(郵送限定)</u>	●申請受付期間は以下のとおり 令和4年4月15日(金)から 令和4年6月10日(金)まで[必着・厳守] ※申請は <u>郵送</u> に限ります。
審査・選定に当たっての優先事項	●みなし大企業以外の中小企業者による事業 ●「埼玉県SDGsパートナー登録制度」登録事業者による事業 ●省エネ診断を過去3か年度以内に受診した事業者による事業 ●費用対効果の高い事業 ●年間CO ₂ 排出削減量が多い事業

【目 次】

1. 事業の概要	
(1) 目的	1
(2) 概要	1
(3) 事業の全体スキーム	1
(4) 事業のスケジュール	2
2. 内容	
(1) 補助対象者	3
(2) 補助対象事業所	3
(3) 補助対象事業	3
(4) 補助対象経費	5
(5) 補助率及び上限額	6
(6) 補助金の併用について	6
(7) 補助事業実施に関する条件	8
(8) 留意事項	8
3. 申請	
(1) 申請受付期間	9
(2) 申請書類の提出	9
(3) 審査・選定	12
(4) 交付決定	12
4. 補助事業の実施	
(1) 事業の開始	13
(2) 事業内容等に係る変更	13
(3) 補助対象事業の状況報告	13
(4) 補助対象事業の遅延報告	13
(5) 補助対象事業の廃止	13
(6) 要綱で定める補助金以外の補助金等を受給することが決定した場合の取扱い	13
(7) 実績報告	14
5. 実績報告以後	
(1) 補助金額の確定、補助金の交付	15
(2) 交付決定の取消し	15
(3) 導入効果の検証	15
(4) 補助金の経理	15
(5) 補助事業により取得した財産の管理	15
別表1 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量（原油換算値）の算定方法	16
別表2 導入設備の法定耐用年数	17
[省エネルギー診断の受診について]	18
[本補助金と「埼玉県環境みらい資金融資」との併用活用について]	19
[交付申請書類一覧]	20

補助金交付申請書等の手続きの代行を、行政書士（法人も含む）に手続きの代理を依頼することができます。行政書士でない者が補助金申請書類作成の対価を得ることは、行政書士法違反となります。

1. 事業の概要

(1) 目的

本県では、地球温暖化対策を推進するに当たり、中小企業を含め県内事業所における一層の省エネルギー化を推進し、企業のエネルギーコストの抑制を図り、環境に配慮した事業活動を促進しています。

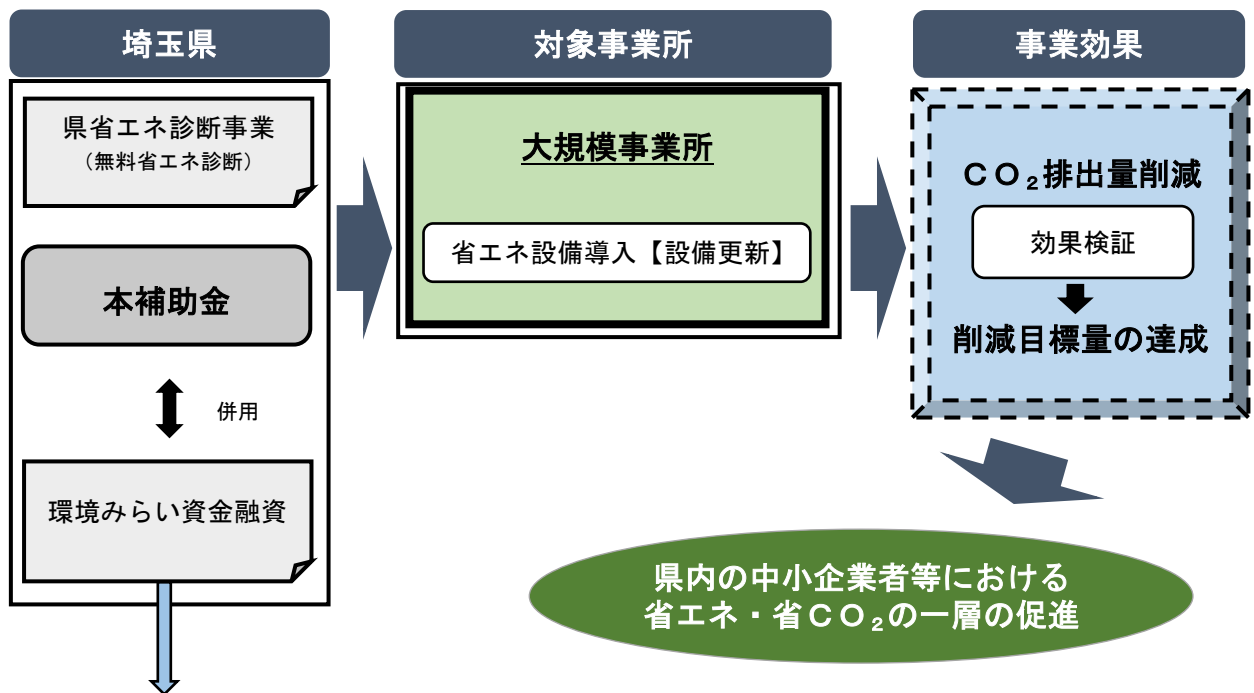
そこで、事業活動における地球温暖化対策を促進するため、民間事業者が、県内に所在する事業所において実施するCO₂排出量の削減に資する設備導入について、その費用の一部を県が補助し、自立的な省エネルギー、温室効果ガスの排出量削減を支援するものです。

なお、本補助事業は、「埼玉県民間事業者 CO₂ 排出削減設備導入補助金交付要綱」(以下「要綱」といいます。)に基づき実施する事業です。

(2) 概要

埼玉県地球温暖化対策推進条例等に基づく目標設定型排出量取引制度において定める「大規模事業所」(エネルギー使用量が原油換算値で3年連続1,500キロリットル以上の事業所)のうち、中小企業者を対象に、省エネルギー・省CO₂に取り組むために必要なCO₂排出量の削減に資する設備を導入する場合に、その費用の一部を県が補助します。

(3) 事業の全体スキーム



「環境みらい資金」

低利融資(年利0.3%、(信用保証あり0.01%))長期固定(7年又は10年)で、この補助制度と併用が可能ですので、御活用ください。

中小規模事業所(中小企業者)向けの補助制度は別の要領となります。

(4) 事業のスケジュール

時期(予定)	省エネ診断実施機関	補助金交付申請者	埼玉県
【申請受付期間開始】 令和4年4月15日(金) 【申請受付締切】 令和4年 6月10日(金) [必着・厳守] ※原則郵送のみ受付		申請書類の提出	
選定委員会 (7月中旬を予定) 交付決定 (7月末ごろを予定)	診断結果を受領していること (これから受診の場合は、実績報告書の提出まで)	※交付決定前に工事に着手(発注等を含む)していないこと	審査・現地確認 ↓ 選定委員会 ↓ 交付決定
事業実施(交付決定後) (事業開始届の提出) 事業着手14日以内 (実績報告書の提出) 事業完了後速やかに 【最終提出期限】 令和5年 2月10日(金)		事業着手 ↓ 事業開始届の提出 ↓ 工事完了 ↓ 実績報告書の提出 (領収証写し、契約書写し、写真、その他必要書類など添付)	事業開始届の受理 ↓ 【重要】 事業内容を変更する場合は事前に県に申請(報告)し、必ず了解を得ること
完了確認 (実績報告書提出後 ~2月下旬) 補助金交付		補助金交付請求書の提出 ↓ 補助金の受領	審査・現地確認 ↓ 確定通知 ↓ 補助金の交付(支払)
効果検証 (導入効果報告書の提出) 稼働から1年後		導入効果報告書の提出	効果検証

【重要】
 導入効果報告書の提出がない場合、補助金の返還対象となりますので御注意ください

2. 内容

(1) 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者(以下「補助対象者」といいます。)は、次のアまたはイのいずれかに該当し、かつ、ウの要件を満たす者としてします。

ア 民間事業者(埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例(平成14年12月24日条例98号)第2条の規定に基づく中小企業者に限る。)で次の要件に該当する者。

- ① 埼玉県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいる者。
- ② 法人県民税、法人事業税(個人事業主の場合は、個人県民税及び個人事業税)等納付すべき税金を滞納していないこと。
- ③ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ④ 要綱第9条第4項に基づく補助金の交付決定の日までに「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」に入会していること。ただし、入会対象外の場合を除く。

イ 契約により、アと共同して本事業を実施するリース事業者で、次の要件に該当する者。

- ① 補助対象事業の着手の日までに共同事業における、リース契約が締結されていること。
- ② 上記①の契約におけるリース料について、補助金額に相当する金額が減額されていること(当該契約は、補助対象経費の増減に伴い見直しをすること)。
- ③ 当該補助金の条件の履行の責務を共同して負うこと。

ウ 要綱第3条第3項に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当しないこと。

(2) 補助対象事業所

民間事業者が所有又は使用する、次に掲げる県内に所在する事業所

埼玉県目標設定型排出量取引制度における**大規模事業所**

(注)官公庁及びその他県が不適当と認める者は対象外とします。

(3) 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」といいます。)は、補助対象事業所において、現在のCO₂排出量を削減するために必要な設備整備事業で、以下の要件を満たす事業とします。

なお、補助対象設備が照明設備である事業は、補助対象外の事業となります。

<要件>

- ① 2(4)で規定する**補助対象経費が150万円以上**であること。
- ② 補助対象事業実施により削減される**年間CO₂排出量が20トン以上**であること。
- ③ **県が定める要件(4ページ参照)を満たすEMSを設置**し、設備のエネルギー使用量を計測し、稼働状況を常時把握しなければならない。ただし、既にEMSが設置されており、新規導入設備においても使用可能な場合で、かつ、同要件を満たす場合には、既存EMSにより計測することができます。
- ④ 導入設備等は、償却対象資産に登録され、要綱第23条に基づく財産処分制限期間において資産管理されるものを対象とします。

【補助対象設備の例】

省エネ設備導入事業の例	
再生可能エネルギーの利用設備(固定価格買取制度に基づく全量売電目的は対象外)	・ 太陽光発電設備、バイオマス設備 など
既存設備の燃料転換による更新	・ ボイラーの都市ガスやLPG等への燃料転換 など
高効率省エネルギー設備への更新	・ コンプレッサ、空調設備、照明設備等の高効率化 ヒートポンプ、コジェネレーション設備又はインバータ制御等の導入 高効率熱源 など

【EMSの要件】

EMSの要件は次のとおりとします。

No.	項目	要件
1	エネルギーの計測	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象設備の見える化機能の実現に必要な項目の計測を行えること。 補助対象設備について、補助対象設備ごとに計測器を設置し、削減対策の実施に必要な項目(電力・燃料等使用量、温度、流量、圧力等)の計測※を行えること。(補助対象設備ごとの計測器設置に加え、エリアごと、建物ごと、設備区分ごとに計測器を設置することを妨げるものではありません。)ただし、補助対象設備ごとに計測器を設置することが困難である、又は、エリアや建物ごとに計測器を設置したほうが効果的である等の場合には、エリアや建物ごとに計測器を設置し、上述の必要な項目の計測を行うものとする。
2	見える化	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業所内のパソコン等において、計測データ等を常時閲覧できること。なお、Webブラウザ経由での閲覧でも可とする。 電力・ガスその他燃料等を含め、1か月以内の事業所全体のエネルギー使用量を統一単位(原油換算値又はCO₂排出量)で閲覧できること。 電力は全体と設備別(空調、照明、コンプレッサ、熱源機器、生産設備等)の30分以内の間隔での電力使用量を閲覧できること。 運用改善に資するデータを表示・確認できること。
3	データ保存	<ul style="list-style-type: none"> 導入効果報告書に必要な計測データについて1年以上の期間、データ保存が行えること。

【削減対策の実施に必要な計測項目の例】

必要な計測項目の例	
空調機器(エアコン)	空調機器(エアコン)ごと及び事業所全体の電力使用量 等
コンプレッサ	コンプレッサごとの電力使用量、エアー圧力及び空気量 等
蒸気ボイラー	ボイラーごとの蒸気量、蒸気圧、温度及び燃料使用量 等
インバータ導入(給排気ファン)	ファンごと及び事業所全体の電力使用量 等
インバータ導入(冷温水ポンプ)	冷温水ポンプの電力使用量、水温、水量及び水圧 等
太陽光発電(蓄電池あり)	発電量、消費電力量及び蓄電池の充電量・放電量 等
空冷チラー	空冷チラーごとの外気温度、水温、水量及び電力使用量 等

(4) 補助対象経費

補助対象事業を行うために必要な経費のうち、次の経費を補助対象とします。

費用項目	対象費用
設備費	設備費、必要不可欠な付属機器
工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費等（補助対象事業を行うために不可欠な工事の費用）

(注1) 要綱第5条に基づきEMSの設置を義務付けておりますが、省エネ設備導入事業においては、EMSの設備費及び工事費を補助対象経費に含めることはできません。当該EMSに係る経費の補助を希望する場合は、スマート省エネ技術導入事業を御活用ください。

(注2) 要綱で定める他の補助対象事業(スマート省エネ技術導入事業、暑さ対策設備等導入事業など)と併用して申請する場合、労務費や直接仮設費など共通する経費を重複して申請することはできません。

※ 補助対象経費の中に、補助事業者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分(施工含む。)がある場合は、補助金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を補助対象とします。

【対象外経費】

補助対象事業を行うために必要な経費（総事業費）のうち、次の経費は補助対象外に区分すること
・ 撤去費、移設費、処分費、共通仮設費
・ 工事費以外の経費（通信費、光熱水費、旅費、振込手数料等の一般管理費） ※ 見積書において、諸経費としている経費を補助対象経費に含めることはできません。補助対象経費とする場合には、必ず経費を明確に区分して上述の補助対象経費に該当する経費のみ計上してください。
・ 消費税及び地方消費税相当額

次の経費は補助対象事業にはなりません。	
・ 照明設備の更新	
・ 過剰とみなされるもの、汎用性のあるもの、増設されるもの、予備若しくは将来用のもの ※ 更新前の設備よりも仕様上能力の高い設備に強化する、更新前よりも台数を増やすなど、更新前の能力及び台数等を超えて更新するものは原則、過剰と判断されます。ただし、小型分散化による台数増加や大型集約化による能力強化については、更新前の設備能力の範囲内で認められます。	
・ 本事業以外においても使用することを目的としたもの	
・ 中古の設備の導入	・ 車両の購入
・ 土地の取得及び貸借に要する経費 (一時的であって、補助対象工事の請負業者が施工上直接必要な貸借は除く。)	
・ 居住用途に係るCO ₂ 排出削減設備	
・ 再生可能エネルギー利用設備で、余剰売電相当分の経費（自家消費相当分のみ補助対象経費）	

(5) 補助率及び上限額

補助率による算出額と上限額のいずれか低い額が補助金交付申請額の上限となります。

補助率	上限額
補助対象経費の3分の1	1,000万円

(注1) 補助金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

(注2) 補助金の交付(支払)は、実績報告書の提出後となりますので御注意ください。

(注3) 申請状況により、予算額を超える場合には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合がありますのであらかじめ御了承ください。

(6) 補助金の併用について

- **国の補助金等を含めて、埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金交付要綱に基づき補助事業以外の補助金等との併用は不可**です。

※CO₂排出削減設備導入事業(中小規模事業所)、スマート省エネ技術導入事業及び暑さ対策設備等導入事業との併用は可

- 当該補助事業以外の補助金等への同時申請を妨げるものではありません。

※ただし、この場合、**要綱で定める補助金以外の補助金または助成金を受給することが決定(交付決定又は採択決定等を含む。)**したときは、当該補助金等の受給決定の通知日から14日以内に、知事に**補助事業の廃止を申請**しなければなりません。

【留意事項】

- **補助対象経費の額が150万円以上**の事業を対象とします。
(例1) 総事業費200万円、うち補助対象経費の額120万円 → 申請不可
(例2) 総事業費200万円、うち補助対象経費の額180万円 → 申請可

- **費用対効果5万円/t-CO₂以下**の事業を対象とします。
費用対効果 = 補助金申請額 ÷ (導入設備による年間CO₂排出削減予測量
× 導入設備の財産処分制限期間)

- **補助対象事業実施により削減される年間CO₂排出量が20トン以上**の事業を対象とします。
(例1) 更新前CO₂排出量 10t-CO₂/年 更新後CO₂排出量 7t-CO₂
CO₂排出削減予測量 3t-CO₂ → 申請不可
(例2) 更新前CO₂排出量 100t-CO₂/年 更新後CO₂排出量 70t-CO₂
CO₂排出削減予測量 30t-CO₂ → 申請可

- 1つの民間事業者が複数事業所を対象に申請する場合は、事業所ごとに申請してください。

- 1つの民間事業者が複数事業所を対象に申請する場合、補助申請できる合計金額は 1,000万円以内とします。

- 1つの民間事業者が中小規模事業所(大規模事業所以外の事業所をいう。)向けCO₂排出削減設備導入補助金を同時申請する場合、大規模事業所で補助申請できる金額は、中小規模事業所の補助申請額との合計が 1,000万円以内とします。

(7) 補助事業実施の条件

補助金の交付の決定を受けたあとは、次の条件を**すべて**満たす必要があります。

- ① 補助金交付決定後、補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をする場合には、要綱第13条に基づき**変更(廃止)承認申請書又は事業変更届(軽微な変更の場合)**を知事に提出すること。
- ② 補助対象者は、補助対象設備の稼動後1年間の削減実績について、「**導入効果報告書**」(様式第5-1号)を稼動から1年後に県に提出すること。導入効果報告書の提出がない場合、補助金を返還していただきます。
- ③ 補助対象者は、補助事業に関する効果測定その他について、**必要とする範囲内において県による現地確認、報告、資料提供その他に協力すること。**
- ④ 補助対象者は、補助対象事業によるCO₂排出量の削減効果の達成を約束するものとします。
- ⑤ 4.(6)の実績報告までに、**県が指定する機関による省エネルギー診断の受診に努めること。**指定する省エネ診断機関は18ページをご参照ください。
- ⑥ 補助対象となる設備導入に係る経費について、**要綱で定める補助金以外の一切の補助金又は助成金を受給してはなりません。**また、要綱で定める補助金以外の補助金又は助成金を受給することが決定(交付決定又は採択決定等を含む。)したときは、当該補助金等の受給決定の通知日から14日以内に、要綱第13条に基づき**変更(廃止)承認申請書**を知事に提出しなければなりません。

(8) 留意事項

補助事業の申請・実施に関して、次の留意事項を遵守すること。

- ① 補助金の**交付決定前**に補助対象事業の工事に**着手(発注等を含む)**していないこと。
- ② 補助対象者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備しなければなりません。当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ③ 補助事業により整備した設備は、原則、要綱第23条第2項で定める財産処分制限期間中は財産処分してはならないものとする。
- ④ 補助事業が太陽光発電設備導入に係る事業である場合、本補助事業に申請する前に県又は関係市町村等の関係行政機関に相談又は協議を行い、必要な手続きを把握しておかなければなりません。

3. 申請

(1) 申請受付期間

補助金の交付申請の受付期間は次のとおりです。

令和4年4月15日（金）から令和4年**6月10日（金）**まで [必着・厳守]

(2) 申請書類の提出

申請に必要な書類:次ページのとおり

提出部数:1部

提出方法:**原則郵送のみ**^{*1, 2}

※1 やむを得ず持参する場合は、事前予約制となります。ご予約なく来庁された場合は、当日受付できない場合があります。新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力をお願いします。

※2 「事業計画書(様式第2-2号)」のみ電子データを電子メールにより提出。

提出先 :〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (第3庁舎2階)

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

(封筒に「CO₂削減設備導入補助金(大規模事業所)」と明記)

電子メール:a3030-03@pref.saitama.lg.jp

(注意) 交付申請書は宅配便やメール便等、郵送以外の方法では受け取ることはできません。持参または郵送以外の方法では受理しませんのでご注意ください。

なお、日本郵便のサービスであっても、信書を送付することができない「ゆうパック」、「ゆうメール」、「ゆうパケット」、「クリックポスト」での送付は、受け取ることはできません。

[申請に必要な書類]

<①及び②は指定様式を下記埼玉県ホームページからダウンロードして作成>

(URL:<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/daikibosien.html>)

① 交付申請書(様式第1-2号)

(「埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金事業計画書作成重要事項について」を含む)

② 事業計画書(様式第2-2号) (事業費内訳、削減効果、導入前後の比較図等)

<以下は添付資料>

③ 見積書の写し

- ・ 原則2者以上の見積書を添付。発行後3ヶ月以内のもので、代表者印等の押印のあるもの。

④ 導入予定機器のカタログ等

⑤ 現況設備(更新前)の写真

- ・ 対象設備全てが写真で確認できるように撮影すること。
- ・ 既にEMSが設置されている場合で、かつ、既存EMSで計測等する場合は、補助対象設備のエネルギー使用量等を表示しているEMSの画面及び計測機器等の写真を提出すること。

⑥ 図面(事業所全体図、導入機器据付図、導入前後のエネルギー系統図)

- ・ 既にEMSが設置されている場合で、かつ、既存EMSで計測等する場合は、EMSにかかるエネルギー系統図も提出すること。

⑦ 登記事項証明書(個人の場合は市町村が発行する営業届出済証明書等)(原本1部、発行後3ヶ月以内のもの)

⑧ 法人県民税・法人事業税の納税証明書(原本1部、発行後3ヶ月以内のもの)

⑨ 決算報告書の写し(直近1年分)

⑩ 省エネルギー診断結果報告書の写し(交付申請年度から起算して過去3か年度以内に指定された機関で受診している場合のみ添付)

⑪ 賃貸借契約書の写し(対象事業所の所有者でない場合) ※当該契約条項により承諾書を添付

⑫ リース契約書(案)及び料金計算書(案) (リースの場合のみ添付)

○ 申請にあたっての注意点

- ・ 実績報告書の提出最終期限は**令和5年2月10日(金)**となっていますので、事業計画にご注意ください。
- ・ **事業計画書(上記②)**については、書面での提出のほか、**電子データを電子メール**で提出してください。
- ・ 見積書は、2(4)の補助対象経費および補助対象外経費の内訳等項目ごとの金額がわかるように記載するほか、導入予定の設備の製品名や型式等についても併記してください。
- ・ 上記⑦～⑨は、民間事業者、リース事業者それぞれの書類を提出してください。
- ・ 必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。
- ・ 申請書類等は、本審査以外には使用しません。
- ・ 必要書類への記載漏れや不備等のないよう、提出前に確認をお願いします。
- ・ 申請書類は、必要に応じて修正や再提出をお願いする場合があります。
- ・ 申請書等の提出書類は、修正液、修正テープ等を使用したものは受理できません。書き損じの場合は、訂正印を押印の上、書き直してください。
- ・ 申請書等の提出について、書類の不足や記載内容等に形式上の不備がある場合には受理できませんので、ご注意ください。
- ・ 不足、不備等があった場合で県が指定する期限までに対応なき場合、不採択となる場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 提出された申請書類等は、採択、不採択にかかわらず、原則、返却しません。

○ 事業計画書(様式第2-2号等)の作成にあたっての注意点

事業計画書の様式内に、高効率設備等の導入による削減対策に基づく削減効果を算定し、CO₂排出量の削減予測量を記載していただきます。作成にあたっては次の規定に従ってください。

- ・ CO₂排出量の算定に当たり必要となる排出係数等については、別表1「温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量(原油換算値)の算定方法」による。
- ・ それぞれのエネルギー使用量の増減を、計算に用いた定数や式等を具体的に示して、出来るだけ詳しく記入すること。
- ・ 削減量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入し、電卓で計算過程を追えるようなものにする。なお、計算結果のみの記載は不可とする。
- ・ 事業終了後の削減効果の検証が容易に行えるよう工夫すること。
- ・ 国際単位系(SI)で記載すること。特に熱量はジュール(J)を使用すること。
- ・ 負荷率や稼働時間等については、過去の実績年度と同条件で計算することとし、生産量や稼働時間等を、単に減らすだけの削減量を計算に入れないこと。ただし、削減対策による効率化で設備稼働時間が短縮するものについてはこの限りではない。
- ・ 旧設備の消費エネルギー量に、経年劣化を理由とした補正計算を加えないこと。
- ・ EMSによる計測の対象設備や計測項目をシート内の表に記入すること。なお、計測項目は電力・燃料等使用量や温度、圧力など、直接計測できる項目とし、計算等により算出する項目は除外すること。
- ・ 法定耐用年数は、必ず税理士等に事前に相談し、社内で決定した年数を記載すること。申請以後、やむを得ない事情がない限り法定耐用年数は変更できません。

(3) 審査・選定

審査は、申請書類による書面審査により行います。書類審査を行った後、外部有識者による選定委員会の審査を経て、予算の範囲内で採択の可否を決定します。(選定委員会の開催:7月中旬予定)

選定に当たっては、次の事業を優先します。

- ・ みなし大企業^{※1}以外の中小企業者による事業
- ・ 「埼玉県SDGsパートナー登録制度」登録事業者による事業
- ・ 省エネ診断(18ページで指定する省エネ診断機関によるものに限る。)を過去3か年度以内に受診した 事業者による事業
- ・ 下記により算出した費用対効果が高い事業
費用対効果(1t-CO₂削減予測量当たりの補助金申請予定額)
＝補助金申請額÷本事業による年間CO₂削減予測量 × 財産処分制限期間^{※2}
- ・ 年間CO₂削減予測量が多い事業

※1 みなし大企業とは、次のいずれかに該当する中小企業者をいいます。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有していること。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。

※2 財産処分制限期間とは、要綱第23条で定める期間のことをいい、10年又は法定耐用年数が10年未満のものにあってはその年数としている。

(注) 審査の経過や選定委員会等に関するお問い合わせには応じかねます。

(4) 交付決定

審査・選定の結果に基づき、予算の範囲内で補助金の交付決定をした補助対象者(以下「交付決定者」といいます。)に、交付決定通知書を送付します。

交付決定に当たっては、必要に応じて、申請内容の修正や条件を付して交付決定を行う場合があります。なお、不交付のときは、不交付決定通知書を送付します。

(注) 交付決定した補助金額は、補助金交付の限度額を示すものとなります。

4. 補助対象事業の実施

(1) 事業の開始

交付決定者は、交付決定通知日以後、速やかに補助事業に着手(発注を含む)し、補助事業に着手した日から14日以内に「埼玉県民間事業者 CO₂ 排出削減設備導入補助事業開始届(様式第6号)」を県に提出してください。

(注) 交付決定通知日以前に補助事業に着手した場合は、補助事業の対象外となりますので、御注意ください。

(2) 事業内容等に係る変更

交付決定者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更(事業内容、事業費、事業者名、代表者名、住所等)が発生する見込みとなった場合には、独自に判断せず、速やかにその内容を県に報告し、県の指示に従ってください。なお、変更事由が生じたにもかかわらず実績報告書提出までに県に相談を行わなかった場合や指示に従わない場合等は、変更箇所が補助対象外となるほか交付決定の取消となることがあります。

(注1) 補助事業の変更を承認する場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付す場合があります。

(注2) 補助対象事業の変更後の補助対象経費の額が150万円未満となる場合は、補助金の交付ができません。

(注3) 事業内容等に変更が生じる場合は、「変更(廃止)承認申請書(様式第7号)」又は「事業変更届(様式第9号)」を県に提出してください。

(3) 補助対象事業の状況報告

必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。

この場合、「補助事業遂行状況報告書(様式第11号)」及び「実施状況報告書(様式第11-2号)」を提出していただきます。

(4) 補助対象事業の遅延報告

4(7)の実績報告書の提出期限までに補助事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに「遅延報告書(様式第12号)」を提出してください。

(5) 補助対象事業の廃止

交付決定者は、交付決定者による事情により補助対象事業の廃止をしようとする場合は、「変更(廃止)承認申請書(様式第7号)」及び「変更(廃止)事業計画書(様式第8-2号)」を提出し、承認を得てください。

(6) 要綱で定める補助金以外の補助金等を受給することが決定した場合の取扱い

申請者及び補助事業者は、本補助事業の補助対象経費に関して、要綱で定める補助金以外の補助金又は助成金を受給することが決定(交付決定又は採択決定等を含む。)したときは、当該補助金等の受給決定の通知日から14日以内に、変更(廃止)承認申請書(様式第7号)により以下の添付資料を添えて知事に補助事業の廃止を申請しなければなりません。

(添付資料) 変更(廃止)事業計画書(様式第8-2号)

その他知事が必要と認めるもの

(7) 実績報告

交付決定者は、工事が完了し、かつ、施工業者への支払いが完了したときは、速やかに「実績報告書(様式第13-2号)」を提出してください。この場合、次の書類を添付してください。

【提出時期】工事完了かつ支払完了後、速やかに(概ね30日以内)提出すること

【最終提出期限】令和5年2月10日(金)[必着・厳守]

ただし、当該年度内に補助金の支払いを希望する場合は、
令和5年1月31日(火)までに実績報告書を提出してください。

【添付書類】

- ① 事業実績書(様式第14-2号)
- ② 決算証拠書類(施工業者への支払いが確認できるもの)
- ③ 工事請負契約書又は工事注文請書の写し(収入印紙を貼ったもの)
- ④ 補助事業の実施を示す写真(施工中・施工後)
- ⑤ 省エネルギー診断結果報告書の写し(補助金交付申請以後に受診した場合のみ)
- ⑥ リース契約書及び料金計算書(リースの場合のみ)
- ⑦ 補助対象設備に関する資産台帳の写し(実績報告提出時点で資産登録が完了している場合)

(注1) 決算証拠書類(上記②)は、以下の決算証拠書類のとおり施工業者への支払いが完了していることを示すもの、かつ、当該補助事業の事業費以外の金額が含まれていない書類とします。なお、手形や小切手による支払いの場合は振出日ではなく施工業者が領収(資金化)した日が完了日となりますのでご注意ください。

決算証拠書類は次のいずれかとします。

- ① 施工業者発行の領収書
- ② 金融機関発行の振込証明書類(①の領収書が発行されない場合)
銀行窓口支払の場合 … 金融機関発行の振込金受領書 など銀行所定の様式により
振込されたことを証明する書類(要金融機関出納印)
インターネットバンキングの場合 … インターネットバンキングの取引画面から出力される振込証明書
(要金融機関押印)

(注2) 補助事業の実施を示す写真(上記④)は、以下の撮影のポイントに留意すること。

補助事業の実施を示す写真の撮影のポイント

- ① 各設備それぞれについて「全体像」「主要な設備及び付帯設備の拡大写真」「銘板」を撮影すること。
なお、設備の設置が完了すると撮影できなくなる構成部がある場合には、必ず施行中に撮影すること。
- ② 見積書に記載のある付帯設備は全て撮影すること。
- ③ 撮影場所や撮影方向がわかるような撮影位置図面を作成すること。
- ④ 各設備(付帯設備含む)それぞれに付番をして撮影した写真及び撮影位置図面に記載すること。
- ⑤ 撮影した写真には必ず撮影日を記載すること。

(注3) 実績報告における補助対象経費の額が150万円未満となる場合や費用対効果が5万円を超える場合は、補助金の交付ができませんので、ご注意ください。

(注4) 資産台帳の写し(上記⑦)は、実績報告書提出時点で資産登録が完了していない場合は、実績報告書の提出を優先することとし、資産登録が完了次第、速やかに提出してください。

(注5) 実績報告書に不備・不足がある場合、補助金の支払いが遅れることがありますので、ご注意ください。

5. 実績報告以後

(1) 補助金額の確定

4. (7)実績報告の提出後、実績内容を審査し、補助事業の適正な実施を確認できた場合、「補助金額の確定通知」を送付します。

なお、必要に応じて現地確認を行うことがあります。現地確認を拒否し、現地確認を行えない場合、補助金を交付できないことがあります。

(2) 補助金の交付

交付決定者は、当該通知の受領後、「補助金交付請求書(様式第16号)」を提出してください。

(注1) 補助金の交付は、精算払いで、口座振替によりお支払いします。

(注2) 振込先口座の確認のため、補助金交付請求書に振込先口座の通帳等の写しを添付してください。

(3) 交付決定の取消し

次のような場合には、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ① 補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ② 補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき
- ③ その他、当該補助金交付要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき

(4) 導入効果の検証

交付決定者は、「導入効果報告書(様式第5-1号)」を導入設備の稼動後1年後に提出してください。この報告により、補助対象事業の効果等を検証します。

交付決定者は、申請書類に記載したCO₂排出量の削減効果を達成することとし、削減量が満たない場合は、更なる運用対策等の実施に努めなければならないものとします。

*導入効果報告書では、対象事業所全体と導入設備単体の2区分により、月別のエネルギー使用量の実績量を導入前後の比較により作成してください。

(注) 導入効果報告書の提出がない場合、補助金の返還を求めることがあります。

(5) 補助金の経理

交付決定者は、補助対象事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額と支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(6) 補助事業により取得した財産の管理

交付決定者は、本補助金で取得又は効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間[※]内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

※ 事業完了後10年(法定耐用年数が10年未満のものにあってはその耐用年数)

別表1 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量（原油換算値）の算定方法

申請書類内の「事業計画書（様式第2-2号）」の作成にあたっては、対象事業所における年間のエネルギー使用量（原油換算値）算定とCO₂排出量の算定が必要となります。

算定については、「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン」（令和3年6月改正 埼玉県環境部）に基づき算定します。

ここでは、参考に「基本算定式」、「燃料の単位発熱量及び排出係数」、「電気、熱の排出係数」を示します。

[基本算定式]

<直接排出（燃料の燃焼）>

$$\text{温室効果ガス（CO}_2\text{）排出量} = \text{燃料等使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times 44 / 12^{**}$$

<間接排出（電気及び熱）>

$$\text{温室効果ガス（CO}_2\text{）排出量} = \text{燃料等使用量} \times \text{排出係数}$$

※燃料の排出係数は炭素量で設定されているため、二酸化炭素の分子量（44）／炭素の分子量（12）を乗じることにより二酸化炭素の量に換算している。

[主な燃料の単位発熱量及び排出係数※]

※その他の燃料については「簡易版エネルギー使用量・CO₂排出量換算シート」をご確認ください。

燃料の種類		単位	単位発熱量	排出係数 [t-CO ₂ /GJ]
灯油		KL	36.7 [GJ/KL]	0.0185
A 重油		KL	39.1 [GJ/KL]	0.0189
B・C 重油		KL	41.9 [GJ/KL]	0.0195
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	50.8 [GJ/t]	0.0161
	石油系炭化水素ガス	千 Nm ³	44.9 [GJ/千 Nm ³]	0.0142
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	54.6 [GJ/t]	0.0135
	その他	千 Nm ³	43.5 [GJ/千 Nm ³]	0.0139
都市ガス	13A:45 MJ/m ³	千 Nm ³	45 [GJ/千 Nm ³]	0.0136
	13A:46.04 MJ/m ³	千 Nm ³	46.04 [GJ/千 Nm ³]	0.0136

[他人から供給された電気、熱の排出係数]

区分		単位	排出係数
電気	(供給事業者によらず、この係数を用います)	千 kWh	0.495 [t-CO ₂ /千 kWh]
熱	産業用蒸気	GJ	0.060 [t-CO ₂ /GJ]
	産業用蒸気を除く蒸気・温水・冷水	GJ	0.057 [t-CO ₂ /GJ]

別表2 導入設備の法定耐用年数

法定耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によるものとします。

URL: https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015

ここでは、参考に当該省令の「別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」、「別表第二 機械及び装置の耐用年数表」の一部で事例の多い導入設備を以下に示します。

[別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表]

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22kW以下)	13
		その他のもの	15

[別表第二 機械及び装置の耐用年数表]

設備の種類	耐用年数(年)
食料品製造業用設備	10
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10
繊維工業用設備	3又は7
木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備	8
家具又は装備品製造業用設備	11
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
印刷業又は印刷関連業用設備	4又は7又は3又は10
化学工業用設備	5又は4又は8
石油製品又は石炭製品製造業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	8
ゴム製品製造業用設備	9
鉄鋼業用設備	5又は9又は14
非鉄金属製造業用設備	11又は7
金属製品製造業用設備	6又は10
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	6又は5又は8
電気機械器具製造業用設備	7
情報通信機械器具製造業用設備	8
輸送用機械器具製造業用設備	9
その他の製造業用設備	9
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8

※ 上表は、一部抜粋したものです。本表にないものや耐用年数が複数あるものは省令をご参照ください。

省エネルギー診断の受診について

本補助金の交付に当たり、省エネルギー診断を受診するようお願いいたします。

この受診については、下記のとおり省エネ診断機関を指定しておりますので、いずれかの機関に直接お申し込みください。以下、指定する省エネ診断機関と診断の流れをご説明します。

[指定する省エネ診断機関]

ア 埼玉県省エネ診断

(診断機関) 埼玉県

(エネルギー使用量の要件) なし

(お問い合わせ先) 048-830-3043

(URL) <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/tyusyo-sindan.html>

イ 一般財団法人省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」

(診断機関) 一般財団法人省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」

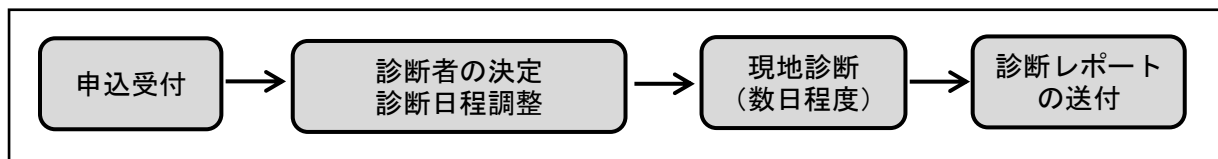
(エネルギー使用量の要件) エネルギー使用量(原油換算値)が年間100～1,500キロリットル未満

(費用) 10,450円(専門家1名) 又は 16,500円(専門家2名) ※いずれも税込金額

(お問い合わせ先) 03-5439-9732

(URL) <http://www.eccj.or.jp/>

[一般的な診断の流れ]



※1 申込受付後に事前ヒアリングや準備いただく資料を依頼します。

※2 申込状況などにより異なりますが、お申込みから診断レポートの送付まで概ね3～6か月(事業所規模に応じて異なります。)程度要しますので、余裕をもって計画してください。

[本補助金との関連]

本補助金のスケジュールにおいて、省エネ診断を受診していただく時期は次のとおりです。

① これから受診する場合

補助金の交付申請までに省エネ診断を申し込み、補助金の実績報告時に診断レポートの写しを提出してください。なお、交付申請までに申込ができない場合は、補助金の交付決定前までに申込を完了してください。

② 過去に指定する2機関のいずれかで受診済の場合

補助金の交付申請年度から起算して過去3か年度以内に受診済*の場合、補助金の交付申請時に診断レポートの写しを提出してください。

※ 受診済とは、省エネルギー診断実施機関から診断レポートを受領していることを指します。

本補助金と「埼玉県環境みらい資金融資」との併用活用の御案内

*本補助金の補助対象事業について、別制度の「埼玉県環境みらい資金融資」との併用が可能です。

埼玉県環境みらい資金融資制度について

県で指定する温室効果ガス排出量削減対策等の環境問題に取り組むために必要な設備等資金について、金融機関からの資金調達を、県が低金利かつ長期固定により支援する制度です。

【融資条件】

令和2年度の融資利率は、年0.3%（信用保証付きの場合は年0.01%）の固定金利です。

(注)信用保証付きの場合は、別途信用保証料が必要となります。

[融資限度額] 1億5,000万円

[融資割合] 対象経費の100%以内。10万円未満切捨て。

※本補助金等他の収入額がある場合は、その額を除いた額となります。

[返済期間] 10年以内。ただし、融資額が3,000万円以内及び大企業は7年以内となります。

[返済方法] 1年以内据置可、元金均等月賦償還

[取扱金融機関] 県内に本・支店のある銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫で取り扱いが可能です。

[信用保証] 取扱金融機関との協議により、必要に応じて埼玉県信用保証協会の信用保証を付します。

[担保・保証人] 取扱金融機関(埼玉県信用保証協会)と協議して定めていただきます。

(注1) 融資利率は、金融情勢により変更になることがあります。

(注2) 融資に関し、県の認定審査のほか、取扱金融機関(埼玉県信用保証協会)による融資審査があります。その結果によっては、御希望に添えないこともありますのであらかじめ御了承ください。

【必要書類】

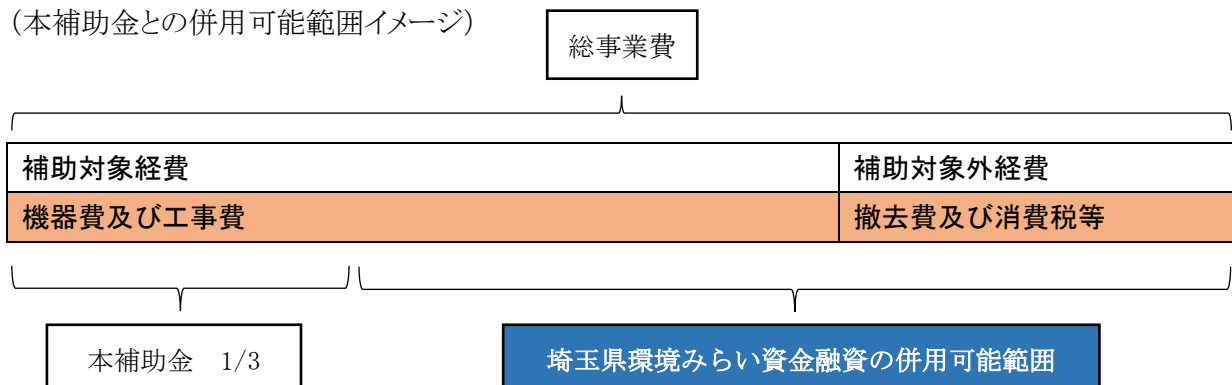
- (1) 借入申込書(指定様式・3部とも押印) ※県HPからダウンロードしてください。
- (2) 申込企業の事業実施に必要な行政機関からの許可書・届出の受理書等の写し
- (3) 融資対象設備の行政機関からの許可書・届出の受理書等の写し(必要な場合のみ)

【本補助金との併用活用による特例】

通常、この他に必要となる「登記事項証明書」、「納税証明書」、「決算書の写し」、「工事見積書」、「図面」、「カタログ」、「CO₂排出削減効果予測計算書」については、本補助金との併用の場合、免除します。

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/miraishikin>

(本補助金との併用可能範囲イメージ)



【交付申請書類一覧】

申請書類は A4 サイズ(大きいものは折りたたむ、小さいものは台紙に貼るなどしてサイズを統一してください)とし、次の順序で揃えてください。

書類一式は、A4 ファイル綴じとするか、左側をダブルクリップで綴じてください。また、書類の番号を記入したインデックス付の中仕切りを挿入してください。

[提出部数] **正本1部**を提出してください

順序 (番号)	書類	説明
①	交付申請書(様式第1-2号)	
②	令和4年度埼玉県民間事業者CO ₂ 排出削減設備導入補助金 重要事項確認書	
③	事業計画書(様式第2-2号)	電子データも提出 ※エクセルシートが複数ありますので、 ご注意ください
③-1	・ CO ₂ 削減予測量の算定根拠資料	③で別添とした場合
③-2	・ 導入前後の比較図	
④	見積書の写し(原則2者以上) (発行後3ヶ月以内のもので、社判、代表者印の押印あるもの)	見積書の内訳は、補助対象経費と補助対象外経費が分かるように記載
⑤	導入予定機器のカタログ等	機器型番、消費電力量等がわかるもの
⑥	現況設備の写真	設備の全体、銘板、拡大写真(付帯設備含む)の写真と撮影位置図面 ※既存EMSで補助対象設備を計測する場合は、EMSの画面及び計測機器等の写真も添付
⑦	図面(全体配置図、導入機器据付図、導入前後のエネルギー系統図)	配置図に導入機器の型番を記載 ※既存EMSで補助対象設備を計測する場合は、EMSにかかるとエネルギー系統図も添付
⑧	商業登記簿謄本(原本1部) ※1 (発行後3か月以内のもの)	民間事業者、リース事業者それぞれ提出すること。 ※納税証明書は滞納がないことの証明書を添付 ※埼玉県以外のリース事業者は、該当都道府県の納税証明書
⑨	法人(個人)県民税・法人(個人)事業税の納税証明書(原本1部) (発行後3か月以内のもの)	
⑩	決算報告書の写し(直近1年分) ※2	
⑪	省エネルギー診断結果報告書の写し (交付申請から起算して過去3年以内に受診している場合)	
⑫	賃貸借契約書の写し (対象事業所の所有者でない場合のみ)	当該契約条項により承諾書を添付
⑬	リース契約書(案)、料金計算書(案)	リースによる場合のみ

※1 個人事業主の方は、開業届を添付(マイナンバーは黒塗りにするなどし、見えないようにする)

※2 個人事業主の方は、確定申告の写しを添付(マイナンバーは黒塗りにするなどし、見えないようにする)

※3 申請にあたっては、提出書類の不足や記載漏れなどがなく、提出前に十分にご確認ください。

この募集要領に関するお問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

T E L : 048-830-3044

F A X : 048-830-4777

Mail : a3030-03@pref.saitama.lg.jp

U R L : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/daikibosien.html>